

奈良市公報

第 2 9 8 号

平成25年11月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市債権管理条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市入江泰吉旧居条例…………… 5
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 7

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 7
- 奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱…………… 7
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 9
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取会の開催…………… 10
- 予防接種の実施の一部改正（2件）…………… 10
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定…………… 10
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 10
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 11
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）…………… 11
- 住居番号の設定…………… 11
- 収納事務の委託…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 14

- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 14
- 一般競争入札の実施…………… 14
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 平成25年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 15
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 15
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 放置自転車等の処分…………… 15
- 一般競争入札の実施（6件）…………… 16
- 予防接種の実施の一部改正…………… 17
- インフルエンザ予防接種の実施…………… 17

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）…………… 18

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 30
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 30
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の廃止…………… 30
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 30
- 一般競争入札の実施…………… 30

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 31
- 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会規則の一部を改正する規則…………… 31

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 31

条 例

奈良市債権管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第59号

奈良市債権管理条例の一部を改正する条例
奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。附則第11項中附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附則第13項中附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの

割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附則第15項中附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第60号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第44条の5第1項中「当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第28条の2第1項」の次に「、附則第28条の2の2第1項」を加える。

附則第23条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第19条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第28条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第28条の2の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第19条第6項の規定により同条第5

項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第28条の2第1項」とあるのは「附則第28条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第28条の2の3から第28条の3までを削る。

附則第28条の3の2第2項中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3第1項」に改め、同条を附則第28条の3とする。

附則第28条の3の3を削る。

附則第28条の3の4第2項中「附則第28条の3の4第1項」を「附則第28条の3の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に、「附則第28条の3の4第4項」を「附則第28条の3の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第28条の3の4第3項」を「附則第28条の3の2第3項」に改め、同条を附則第28条の3の2とする。

附則第28条の4を次のように改める。

第28条の4 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の2第1項及び第44条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の4までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除

く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第44条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第7条の4、第23条の2及び第28条の2から第28条の3の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第61号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第12項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 12 当分の間、第19条に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.95パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第2条 奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第12項中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合)」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例附則第12項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例附則第12項の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第62号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.95パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第2条 奈良市介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合)」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市介護保険条例附則第6条の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第63号

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 奈良市後期高齢者医療に関する条例(平成20年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年10.95パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.95パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、年10.95パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 第2条 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3条中「の年10.95パーセント」を「の年14.6パーセント」に、「おいては、年10.95パーセント」を「おいては、年14.6パーセント」に改め、「(当該加算した割合が年10.95パーセントの割合を超える場合には、

年10.95パーセントの割合)」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市入江泰吉旧居条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第64号

奈良市入江泰吉旧居条例

(目的及び設置)

- 第1条 奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居(以下「旧居」という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 旧居の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
入江泰吉旧居	奈良市水門町49番地の2

(事業)

- 第3条 旧居においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧居を一般の観覧に供すること。
(2) 入江泰吉及び写真に関する各種講座等を開催すること。
(3) その他旧居の設置目的を達成するために必要な事業(指定管理者)

- 第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる旧居の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
(2) 旧居の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

- 2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め

るところにより、旧居を管理しなければならない。

(開館時間)

第5条 旧居の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以後の入館は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 旧居の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(入館料)

第7条 旧居に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 次に掲げる者については、前項の入館料を免除する。

(1) 市内に居住する70歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者

3 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は還付しない。

(損害賠償)

第9条 旧居を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第10条 旧居においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 承認を受けずに資料を持ち出し、又は撮影すること。

(4) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(立入りの禁止等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、旧居への立入りを禁止し、若しくは退去を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第7条関係)

区 分		金 額
入 館 料 (1人1回限り)	個 人	200円
	団 体	100円
備考 「団体」とは、入館料を納付すべき者が20人以上のものをいう。		

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第65号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立都跡幼稚園の項中「奈良市立都跡幼稚園」を「奈良市立認定こども園都跡幼稚園」に改め、同部奈良市立青和幼稚園の項中「奈良市立青和幼稚園」を「奈良市立認定こども園青和幼稚園」に改め、同部奈良市立佐紀幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第66号

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例

奈良市立図書館設置条例（昭和52年奈良市条例第13号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立西部図書館の項中「奈良市鶴舞西町1番1号」を「奈良市鶴舞西町1番21号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成25年10月4日揭示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第67号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第25号を第26号とし、第7号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 心療内科

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

（平成25年10月4日揭示済）

告 示

奈良市告示第647号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

道路新設工事（秋篠町地内・（仮称）秋篠東西線）ほか9件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成25年10月1日揭示済）

奈良市告示第648号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 特別史跡・特別名勝 平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備に伴う復原建物塗装他修理工事
- (2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目5番37号
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月24日までとする。
- (4) 工事概要 建築塗装修理工事一式
電気設備工事一式
- (5) 予定価格 47,290千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 40,650千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年10月1日揭示済）

奈良市告示第649号

奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業による景観保存に加えて、ならまち町家の保存モデル事業として、奈良町の伝統的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進することを目的として、町家の内部改修工事に要する経費について、予算の範囲内で奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観形成地区 なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいう。
- (2) 指定建造物及び選定建造物 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱（平成6年奈良市告示第100号）第4条第1項第1号に規定する指定建造物及び選定建造物をいう。
- (3) 登録有形文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第58条に規定する登録有形文化財をいう。

（対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、指定建造物若しくは選定建造物又は登録有形文化財として登録された建造物で都市景観形成地区内に存するものとする。

(補助対象者)
第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、対象建築物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た者に限る。)とする。ただし、市税を滞納している者は除く。

(補助対象工事)
第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、奈良町の伝統的な町家を維持し継続使用するために必要とする別表に掲げる工事とする。ただし、奈良市が実施する他の支援制度による補助を受けるものは除く。

- 2 対象者は、別に定める要領の規定により事前協議を行うものとする。
- 3 対象工事は、当該年度内に完了するものとし、翌年度への繰越は認めないものとする。

(補助金の額)
第6条 補助金の額は、対象工事に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- 2 前項の補助金の最高限度額は、本事業を通して対象建築物1件につき500万円とする。ただし、同一敷地内で2以上の対象建築物が存在する場合は合わせて500万円とする。
- 3 補助金の交付は、対象者ごとに1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)
第7条 対象者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書及び事業計画書
- (2) 工事費見積書
- (3) 対象建築物及び対象建築物の存する土地に係る権限を証明する書類(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (4) 占有者及び占有者が対象工事を行う場合の所有者の印鑑証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (5) 対象工事についての所有者の同意書(占有者が対象工事を行う場合に限る。)
- (6) 対象建築物に係る付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図並びに対象工事部分の展開図、断面図

別表(第5条関係)

部 位	補 助 対 象	補 助 対 象 外
基礎	玉石基礎・布基礎・べた基礎・土台・火打ち土台・防蟻処理等	—
柱	通し柱・管柱・付け柱・筋かい等	—
梁	大梁・小梁・火打ち梁等	—
床	1階床組み・2階床組み・仕上げ材・下地材・床下防湿処理等	—
内壁	仕上げ材・下地材・階段等	—
天井	仕上げ材・下地材等	—

及び断面詳細図並びに対象工事部分の現況写真2枚以上

- (7) 建築確認済書(建築確認が必要な場合に限る。)
- (8) 納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書及び事業報告書
- (2) 対象工事の請負契約書の写し
- (3) 対象工事に要した経費の請求書の写し
- (4) 対象工事の着手前、工事中及び完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた後に、対象工事に要した経費の領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付目的に反して変更を行う場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、補助金の交付後10年を経過したときは、この限りでない。

(補助対象事業の公表)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後、本要綱の趣旨に基づく事業促進のため、工事の概要、写真等を、市が市ホームページ、パンフレット等を利用して当該対象工事の概要について公表することに同意するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月15日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請があった補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

内部建具	襖・障子・引き戸・扉・引違い戸等	—
造作	押入れ・床の間等	家具・造付け家具・バリアフリー・カーテン及びレール・下駄箱等
断熱	床・壁・天井・小屋裏等	—
耐震改修	耐震改修補強等	耐震診断・耐震設計
建築設備	ユニットバス・浴槽・便器・流し台等	システムキッチン・洗面化粧台等
電気設備	—	家電製品・空調機器・太陽光発電・オール電化・床暖房・EV・防犯機器・換気扇・電気配線・床下換気設備等
給排水設備	—	給湯機器・給排水器具・浄化槽・保温処理・配管等
解体	—	解体撤去工事、処分費
庭・井戸・ぬれ縁	建物内の通り庭	中庭・井戸・ぬれ縁

(平成25年10月1日掲示済)

奈良市告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サ-

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1項及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106031	奈良市南京終町七丁目 540-5	縁（ゆかり）居宅介護事業所	奈良市北市町89番地の 2	有限会社 ティ・エ ス企画	平成25年 10月1日
2970106049	奈良市西木辻町200-5 8	リハビリデイサービス ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小 谷北一丁目18番32号	株式会社 ルピナス	平成25年 10月1日
2970106056	奈良市中町3857番地	ヘルパーステーショ ン とみのくに	奈良市中町3844番地	特定非営利活動法人 夢のかけはし	平成25年 10月1日
2970106064	奈良市帝塚山六丁目1 番9号	訪問介護事業所 ア テンド	奈良市帝塚山六丁目1 番9号	株式会社 共栄	平成25年 10月1日
2970106072	奈良市佐保台西町98番 地コートヒルズA101 号室	福祉用具めいび奈良 支店	奈良県磯城郡三宅町石 見450番地の4	有限会社 マットシ	平成25年 10月1日

(平成25年10月1日掲示済)

奈良市告示第651号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年10月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

平成25年10月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年10月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中登美ヶ丘二丁目、平松一丁目、北之庄町及び西九条町二丁目の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
中登美ヶ丘幹線-33	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984-85	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984-87
平松幹線-104	奈良市平松一丁目861-5	奈良市平松一丁目860-1
西九条幹線-26	奈良市北之庄町22-5	奈良市北之庄町18-3

西九条幹線-27	奈良市西九条町二丁目16-17	奈良市西九条町二丁目16-17
----------	-----------------	-----------------

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年10月1日揭示済)

奈良市告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年1月30日 奈良市指令都整開 第12A-46号
平成25年4月3日 奈良市指令都整開 第12A-46-1号
平成25年8月26日 奈良市指令都整開 第12A-46-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年10月1日 第1376号
公共施設 平成25年10月1日 第636号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市朱雀四丁目3番2の一部（2工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 原田 義人
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市朱雀四丁目3番2の一部
 - (2) 下水道
奈良市朱雀四丁目3番2の一部
 - (3) 防火水槽
奈良市朱雀四丁目3番2の一部
(平成25年10月1日揭示済)

奈良市告示第653号

- 1 指定年月日 平成25年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100496	NPO法人ライフケア学園前	631-0052	奈良県奈良市中町5076-11	NPO法人ライフケア学園前	631-0052	奈良県奈良市中町5076-11	地域移行支援 地域定着支援

(平成25年10月3日揭示済)

奈良市告示第657号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取会を次のとおり開催しますので公告します。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 建築協定の名称
奈良市青山一丁目7番建築協定
- 2 区域の地名地番
奈良市青山一丁目7番
- 3 開催日時
平成25年10月11日（金曜日） 午後7時から
- 4 開催場所
奈良市青山一丁目1番
UR都市機構青山一丁目団地集会所
(平成25年10月1日揭示済)

奈良市告示第654号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成25年10月1日揭示済)

奈良市告示第655号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年10月2日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成25年10月2日揭示済)

奈良市告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年10月3日

奈良市長 仲川元庸

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、

同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

奈良市長 仲川元庸

平成25年10月3日

1 指定年月日 平成25年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100504	特定非営利活動法人きららの木	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目6-1	相談支援事業所きらきら	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目6-1	計画相談支援

(平成25年10月3日掲示済)

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。
平成25年10月3日

奈良市告示第658号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成25年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100570	特定非営利活動法人きららの木	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目6-1	相談支援事業所きらきら	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目6-1	障害児相談支援

(平成25年10月3日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定(更新)しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

奈良市告示第659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

平成25年10月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新日	指定有効期限
2910100565	特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21	630-8102	奈良県奈良市般若寺町285-2	特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21	630-8102	奈良県奈良市般若寺町285-2	行動援護	2013/8/1	2019/7/31
2910100979	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンターほうれん	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1088-1ら・ほうれん1階	居宅介護	2013/9/1	2019/8/31
2910100979	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンターほうれん	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1088-1ら・ほうれん1階	重度訪問介護	2013/9/1	2019/8/31
2910100987	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンター大和西大寺	631-0842	奈良県奈良市菅原町166-1	居宅介護	2013/10/1	2019/9/30
2910100987	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンター大和西大寺	631-0842	奈良県奈良市菅原町166-1	重度訪問介護	2013/10/1	2019/9/30
2910100995	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンター奈良	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目1-35	居宅介護	2013/10/1	2019/9/30
2910100995	株式会社ニテイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニテイケアセンター奈良	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目1-35	重度訪問介護	2013/10/1	2019/9/30
2910100268	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	コミュニティワークコッから	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	生活介護	2013/10/1	2019/9/30

(平成25年10月3日掲示済)

で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年10月3日

奈良市告示第660号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年10月3日掲示済)

奈良市告示第661号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を依頼したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
神戸市中央区伊藤町119番地 株式会社日本ビジネスデータ プロセッシングセンター 代表取締役 池 恵二	ケアプラン作成等資料コ ピー代（使用料）

2 委託の期間

委託の期間	収納事務
平成25年10月1日から 平成29年3月31日まで	ケアプラン作成等資料コ ピー代（使用料）

(平成25年10月3日揭示済)

奈良市告示第662号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年10月3日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年10月3日揭示済)

奈良市告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人健和会訪問看護ステーションひまわり奈良	奈良県奈良市左京四丁目6-4	医療法人健和会	平成25年8月10日
新	訪問看護ステーションひまわり奈良	奈良県奈良市左京四丁目6-4	医療法人健和会	
旧	アメニティーライフ・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91-4	特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	平成25年6月1日
新	福祉相談サービスセンター・アメニティーライフ・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91-4	特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	

(平成25年10月4日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人平和会あやめ池診療所	奈良県奈良市あやめ池南六丁目1-7	居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成25年4月30日 平成25年4月30日
医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号		
医療法人岡谷会訪問看護ステーションぬくもりポート	奈良県奈良市西木辻町200番地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年6月1日
医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町200番地		
花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市大宮町四丁目313-4-101	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年7月31日 平成25年7月31日
株式会社体育文化研究所	大阪府大阪市阿倍野区昭和町3-1-64		
あさひデイサービスセンター	奈良県奈良市北永井町384番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年8月30日
有限会社きそう第一	奈良県奈良市北永井町384番地の1		
ケアサービス朱雀奈良	奈良県奈良市神殿町164-1 神殿マンション3号棟102号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年6月30日 平成25年6月30日
株式会社朱雀	奈良県奈良市神殿町164-1 神殿マンション3号棟102号室		
ハッピーデイガーデン	奈良県奈良市六条二丁目9-39	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年7月1日 平成25年7月1日
有限会社京西ハッピーサービス	奈良県奈良市六条二丁目7-7		
（平成25年10月4日揭示済）		介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。 平成25年10月4日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第665号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定			
指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
万葉苑訪問入浴介護サービスセンター	奈良県奈良市川上町281番地	居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成25年4月1日 平成25年4月1日
社会福祉法人 万葉福祉会	奈良県奈良市川上町875番地の1		
有限会社ふぁみりーえいど	奈良県奈良市西九条町二丁目12-10	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年8月28日

有限会社ふぁみりーえいど	奈良県奈良市西九条町二丁目12-10	
--------------	--------------------	--

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市告示第666号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所 アテンド	奈良県奈良市帝塚山六丁目1番9号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年10月1日 平成25年10月1日
株式会社 共栄	奈良県奈良市帝塚山六丁目1番9号		
あさひ居宅介護支援事業所	奈良県奈良市北永井町384番地の1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成25年9月1日
有限会社きそう第一	奈良県奈良市北永井町384番地の1		

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市告示第667号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 防災行政無線デジタル移動系携帯型無線装置
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成26年3月31日
- (6) 担当課 奈良市市民生活部危機管理課
電話 0742-34-4930

以下省略

(平成25年10月7日揭示済)

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人健和会 訪問看護ステーションひまわり 奈良	奈良県奈良市左京四丁目6-4	平成25年 8月10日
新	訪問看護ステーションひまわり 奈良	奈良県奈良市左京四丁目6-4	

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市告示第668号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第669号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年10月7日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月7日揭示済)

奈良市告示第670号

平成25年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年10月9日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
---------------	--------

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
ヘルパーステーションとみのくに	奈良県奈良市中町3857番地
特定非営利活動法人 夢のかけはし	奈良県奈良市中町3844番地

(平成25年10月9日掲示済)

奈良市告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月9日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
永山 勝敏		あんま	平成25年9月27日
訪問マッサージ祥あん（永山 勝敏）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		

(平成25年10月9日掲示済)

奈良市告示第673号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 送達を受けるべき者	別紙のとおり
-------------	--------

別紙省略

(平成25年10月9日掲示済)

奈良市告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年10月9日

奈良市長 仲川元庸

施設又は実施する事業の種類	指定年月日
居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年10月1日 平成25年10月1日

2 移動年月日

平成25年10月10日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年10月10日掲示済)

奈良市告示第674号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年10月11日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成25年10月25日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年4月5日、同月8日、同月11日、同月12日、同月16日、同月18日、同月21日、同月23日及び同月25日

(平成25年10月11日掲示済)

奈良市告示第675号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

大宮三条本町線街路改良工事ほか15件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル算出価格は別表のとおり）
以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第676号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（中町地内・中町線）（業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）
以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第677号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 頭首工整備工事（横井三丁目地内・八嶋樋井堰）
- (2) 工事場所 奈良市横井三丁目地内
- (3) 工期 契約の日から平成26年3月26日までとする。
- (4) 工事概要 水門設備設置
自動転倒ゲート設置 一基
制御盤設置 一基
- (5) 予定価格 31,850千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 26,306千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第678号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 4号炉排ガス施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月26日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t／日
 - 1 燃焼設備補修 一式
 - 2 ガス冷却設備補修 一式
 - 3 空気予熱設備補修 一式
 - 4 減温塔設備補修 一式
 - 5 排ガス処理設備補修 一式
 - 6 通風設備補修 一式
 - 7 受入供給設備補修 一式
- (5) 予定価格 51,768千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第679号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 4号炉点検整備及び粗大ごみ処理施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月26日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
4号炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t／日
 - 1 炉燃焼設備補修 一式

- 2 ガス冷却設備補修 一式
- 3 空気予熱器補修 一式
- 粗大ごみ施設（スイングハンマー方式）
処理能力 100 t / 5 h
- 1 受入供給設備 一式
- 2 破碎設備 一式
- 3 搬出設備 一式
- 4 選別設備 一式
- 5 集じん設備 一式
- 6 電気計装設備 一式

(5) 予定価格 95,847千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第680号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 脱水ケーキ焼却炉設備点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月7日までとする。
- (4) 業務概要 No.1 脱水ケーキ焼却炉設備
バーナー点検補修一式

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成25年10月15日から 平成25年12月28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- 回転ディスク装置補修一式
- No.2 脱水ケーキ焼却炉設備
バーナー点検補修一式
- 機器制御器及びデータ処理設備点検補修一式
- No.1 洗浄水循環ポンプ取替補修一式
- 苛性ソーダ積算流量計取替補修一式
- 回転ディスク装置補修一式
- 灰搬出コンベア点検補修一式

(5) 予定価格 11,536千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第681号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成25年10月15日揭示済）

奈良市告示第682号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年10月15日

奈良市長 仲川元庸

4 料金

1,500円

※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護第一課又は保護第二課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口へ提出した場合は無料。

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成25年10月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年10月2日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 三 浦 教 次
奈 政 行 第 69 号
平成25年10月1日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(4) 会計処理について

③ 附属明細表の作成および開示

(土地開発公社)

【監査結果】

土地開発公社経理基準要綱第62条から第64条に定める附属明細表のうち「公有用地明細表」「長期借入金明細表」「基本金明細表」の3表を作成する必要があるが、いずれも作成されていない。「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」5. (6)でも「土地開発公社の決算を議会に提出する際には、損益計算書、貸借対照表に加え附属明細書を提出することが望ましい」とされており、すみやかに附属明細表を作成して開示を行う必要がある。

【措置の内容】

平成16年度分の決算から附属明細表を作成しており、奈良市土地開発公社情報公開規程（平成20年8月1日施行）に基づき開示対象文書としておりました。また、平成25年

3月29日に奈良市土地開発公社は解散し、これまで作成していた附属明細表は、奈良市情報公開条例に基づく開示対象文書となります。

(10) 長期保有土地について

⑩ 史跡文化センター駐車場事業

(c) 問題点

(ウ) 目的変更と買戻し手続の実施

(土地開発公社、福祉政策課)

【監査結果】

平成9年度から現在に至るまで社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が当該用地に建っている建物を使用し続けており、現場視察時も本格的に利用していた。これは、奈良市土地開発公社の有効利用の範疇を明らかに超えており、事業用地の目的替えをしたうえで、早急に奈良市が買戻さなければならない。

また、三条大路一丁目第二自治会の使用について奈良市土地開発公社は関知していなかった。奈良市土地開発公社業務方法書によれば、財産の管理は奈良市公有財産規則に準ずるものとされており、奈良市土地開発公社所有地の使用にあたっては使用許可申請を行う必要がある。規則にしたがって手続を行わなければならない。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会は平成25年4月1日から旧辰市人権文化センターへ移転し、当該地において使用許可申請を行い、使用料も徴収することにいたしました。

なお、史跡文化センター駐車場事業は、福祉政策課分室整備事業に目的変更され、平成24年12月17日、奈良市土地開発公社との代物弁済契約により、普通財産となりました。

平成18年度包括外部監査「下水道事業の経営管理について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

II 下水道事業の監査の結果

1. 公共下水道事業は独立採算原則に則って経営されているとは言い難い

(財政課)

【監査結果】

(3) 一般会計等からの基準外繰入額は地方財政法第6条に抵触する可能性がある

一般会計等からの繰入額のうち、下記のもの（平成17年度で6億7,500万円）が基準内繰入額である。

- ・雨水処理経費に充てるもの（全額）
- ・水質規制費に充てるもの（全額）
- ・水洗便所設置促進費に充てるもの（2分の1）
- ・高度処理費に充てるもの（2分の1）

これらは、「繰出基準」に掲げられている経費であり、かつ「下水道使用料改定資料」として、過年度に議会の議決を経たものであるため、地方財政法第6条但書に定められた繰入金（基準内繰入金）に該当するものと思われる。これら以外の繰入金については、「繰出基準」に掲げられている繰入金とは解し得ない。よって、それら基準外の繰

入金（平成17年度で10億5,800万円）は、地方財政法第6条に抵触する可能性がある。

【措置の内容】

公共下水道事業は、独立採算を原則としているが、極めて公共性が高く、生活環境の保全、河川環境の保護のため、事業を実施している状態であり、その所要経費については地方財政法第6条にある「収入をもって充てることが不相当及び困難」な場合に相当し、基準外繰入金を充てるとは、同条ただし書に定められた「その他特別な事由がある場合」に当たるものであり、一般会計からの基準外繰入金をもって財源補填することは違法ではないと考えます。ただ、基準外の繰入金をもって財源補填することは、望ましい状態ではないため、経営の合理化に努めるとともに、平成24年12月市議会で下水道使用料の改定を行いました。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

II 公営住宅に関する収入支出について

5. 公営住宅の入居承継について

(3) 監査の結果

(住宅課)

【監査結果】

① 同居承認を得ていない者への入居承継の許可はすべきでない

公営住宅の入居承継が認められるのは、許可を得て同居していた者あるいは出生により同居者異動届が提出されている者に対してのみである。

しかしながら、同居手続きがなされていない者（以下、「無届同居人」という。）に対して入居承継を認めている事例があった。住宅課の説明によると、同居の事実が客観的に確認できた事例に限り、例外として容認したケースもあるとのことであった。しかし、無届同居人は認められた同居人ではないので、無届同居人に入居承継を許可することは、条例に沿った処理ではない。

なお、市営住宅の家賃は入居者からの収入申告（同居している者も含む）に基づき家賃が算定されるため、無届同居人は家賃算定の面からも問題がある。しかしながら、改良住宅においては、家賃は定額であるため、入居者の把握がなおざりにされてきた経緯がある。改良住宅居住者の調査（「第2Ⅲ2. 住宅の種類と相違点」参照）結果に対して、当該条例の適用が著しく不条理な結論を導くのであれば、改良住宅条例の見直しの検討も視野に入れる必要がある。

【措置の内容】

現在は、市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅すべてにおいて、同居承認していない者への入居承継は認めておりません。基準については、平成25年2月に奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正し、同規則第14条第2項第4号の規定により、同居の承認を受けずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させる等、奈良市営住宅条例第38条第

1項第1号から第7号までに規定する住宅の明渡し事由に該当する場合は、入居承継の承認をしてはいけないこととして、規則の整備を行いました。また、改良住宅及びコミュニティ住宅においても、それぞれ奈良市改良住宅条例施行規則第3条及び奈良市コミュニティ住宅条例施行規則第3条の規定により当該規定を準用し、市営住宅と同じ基準に合わせました。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第4 監査の結果及び意見

I 少子化対応事業について

5. 認可保育事業の保育料について

(2) 結果

(保育所・幼稚園課)

【監査結果】

③ 保育料減免に係る開始月や証明書類を要綱に定めるべきである

減免基準では減免対象者、減免額や期間を定めてはいるが、減免による保育料の開始月がいつなのかについては明記されていない。したがって、減免開始月の判断基準を設けることが必要である。

また、生活が困難であること等の証明書類の提出は必須であるが、基準にはどのような書類が必要かは定められていないため、給与証明書等、具体的な書類名を明記すべきである。

なお、減免の要件は「取扱基準」として明文化されているが、一般的に行政機関の内部規程的性格を持つ「要綱」として定めるべきである。

【措置の内容】

奈良市保育料等減免取扱要領を平成25年4月1日に施行し、保育料減免に係る開始月や添付すべき証明書類を具体的に定めました。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

IV 市税の徴収について

2. 結果及び意見

(滞納整理課)

【監査結果】

(2) 滞納案件の全体像を把握する仕組みを構築すべきである

滞納案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみで管理表が作成されているわけではないため、登録されている案件の全体を明確に把握することができない。また、各案件について担当者が明確に決まっているわけでもない。

そのため、滞納状態にあるにもかかわらず滞納処分すべきかどうかについて適時に検討されることなく放置されている案件が存在する可能性を否定できない。少なくとも高

額若しくは長期の滞納案件については管理表を作成してその全体像を把握し、上席者が定期的にその内容を確認し、適切に滞納処分がなされていることを確保すべきである。

【措置の内容】

滞納案件の全体像を把握するため、月ごとの処分状況、滞納額、納付額の項目を管理できるよう、滞納管理システムの機能を追加し、定期的に進捗を確認できる管理表を平成24年9月より作成しました。特に高額・長期の滞納者については、担当を決めて対応しました。

(10) 個別案件の検討結果

⑤ 法人5位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 高額滞納案件について適切なモニタリングを実施すべきである

事案の概要に記載しているとおり市はE社役員と交渉を継続するとともに、平成20年2月には固定資産税の課税状況調査を実施したものの「差押に値するものなし」ということでその後の調査を行っていない。また、D社については約5千円と僅少ではあるものの、平成19年度以降の固定資産税が納付されているにもかかわらず、その資金の出所等について外部に対する照会等の新たな調査を行っていない。少なくとも高額滞納案件については継続的にモニタリングを行って滞納税金の徴収につながる可能性のある情報の収集に努めるべきであると考えます。

【措置の内容】

高額滞納者についての管理表を平成24年9月より作成し、継続的にモニタリングを行い、情報収集に努めています。

⑦ 個人2位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 適時に納税指導を実施すべきである

サンプルを抽出した平成22年7月22日時点におけるF氏の滞納税額は57,172千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンプルの詳細記録を出力した10月22日時点では11,616千円に減少している。これは、平成17年5月11日の交付要求取り下げから5年経過したことによる滞納税金の時効消滅が原因である(時効消滅による不納欠損処理は平成23年3月に実施されるが、システム上の租税債権は9月の時点で抹消されている)。

事案の概要にも記載しているとおり、F氏については催告書を送付するのみで徴税のための交渉が実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保する観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考えます。(なお、平成22年11月26日に不動産を差押したとのことである。)

【措置の内容】

高額滞納者についての管理表を平成24年9月より作成し、適時に納税指導や滞納処分を実施しました。

平成23年度包括外部監査「公有財産(不動産)に係る事務

執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑩ 福祉政策課分室(社協事務所)

(福祉政策課)

【監査結果】

市は、社協事務所及び前述の推進室事務所について、奈良市行政財産使用料条例第6条第1号を根拠に100%減免を実施している。

【奈良市行政財産使用料条例】

第6条 土地または建物の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料の全部または一部を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に使用するとき。

(以下、省略)

公共団体の範囲は、地方公共団体、公共組合、営造物法人(公団、公庫、事業団等)及び独立行政法人を指すため、その他公共団体は公共組合、営造物法人、独立行政法人を指すと解される。

市でも「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」で公共団体と公共的団体とは区別して使用している。

【財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例】

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国または他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用または公益事業の用に供するとき。

(以下、省略)

この場合の公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会、等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。」(行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日)とされており、地方自治法第157条にいう公共的団体と同義と解される。

以上より、社協はその他公共団体ではなく公共的団体に該当し、「奈良市行政財産使用料条例」第6条第1号は減免理由として不適切であるため改められたい。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会は、平成25年4月1日より旧辰市人権文化センターへ移転し、貸付料に関しましては、平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」において、補助金交付団体には減免を適用しないこととしており、全額徴収しております。

(福祉政策課)

【監査結果】

公有財産台帳上は福祉政策課分室という名称であるが、市職員が常駐しているわけではない。分室としての機能を果たしておらず、専ら社協の事務所として使用されている。現在の使用方法では「公用または公共用に供し」とは言えないため、行政財産の用途廃止の手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会は、平成25年4月1日より旧辰市人権文化センターへ移転し、旧福祉政策課分室については、用途廃止し、普通財産としました。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の意見に対する措置状況について

第4 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(3) 奈良市土地開発公社の存廃について

(土木管理課)

【意見】

奈良市土地開発公社には15名の職員が在籍しているが、奈良市土地開発公社の事務所で勤務しているのは専任の事務局長1名、兼務職員1名、アルバイト1名の3名のみであり、奈良市土地開発公社の業務を執行するに足る人員とはなっていない。このため、公共用地取得依頼契約書上で奈良市土地開発公社が行うものとされている業務のうちほとんどについて、兼務職員が奈良市の職員として行っており、奈良市土地開発公社は組織として形骸化している。

また、奈良市土地開発公社は、予算の枠外で機動的に公有地を確保し、地価の上昇局面にあっては土地の取得費を低く抑える効果をもたらしていたが、これまで見てきたように、議会が関与しない外部借入による取得が可能であることが安易な土地の先行取得をもたらし、結果として長期にわたって有効活用されない膨大な遊休土地を発生させた。さらに、ここ数年は地価が長期低落傾向にあり、先行取得のメリットが失われているばかりか、逆に多額の含み損も発生している。そんななか、奈良市土地開発公社の先行取得金額は平成11年度以降、ピーク時の10分の1以下にまで落ち込んでおり、その存在意義も薄らいでいる。

横浜市などでは、土地開発公社の含み損が1,000億円を超えることを公表したうえで、一般会計による買戻しを計画的に進めることを決定している。奈良市も一刻も早い意思決定が求められている。

【措置の内容】

平成23年8月18日に奈良市土地開発公社経営健全化対策検討委員会において、第三セクター等改革推進債を活用して奈良市土地開発公社を解散するという方向性が示され、平成24年10月31日に第三セクター等改革推進債を活用して奈良市土地開発公社借入金の代位弁済を行い、平成25年3月29日に奈良市土地開発公社は解散しました。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の意見に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

II 公営住宅に関する収入支出について

3. 住宅使用料(家賃)の徴収について

(3) 意見

(住宅課)

【意見】

④ 退去者にかかる滞納家賃についての取扱い方針を決定すべきである

監査人が住宅管理システムから平成19年度末に書面出力されたデータをパソコンに入力して分析したところ、退去者にかかる滞納家賃の状況については、以下の通りであった。(以下省略)

なお、住宅管理システムで認識している「退去済み」には、公営住宅の建替えに伴う旧住宅からの引っ越しも含まれているため、退去済みの中には、建替え後の公営住宅に入居している者も含まれている可能性がある。

滞納家賃632,579千円のうち、11.1%にあたる70,287千円がすでに公営住宅を退去した者の過去の家賃の未納分である。現入居者は、基本的に当該住宅で生活をしているため、連絡が取れるが、退去者については、そもそもどこに居るのかの調査から実施しなければならない。また、退去から時が経過すればするほど、一般的にその調査は困難となる。

現在市では、退去者に対する滞納家賃の請求は行っておらず、また転居先の把握等もほとんどできていない状態であり、改善が求められる。

このような状態を続けておくことは好ましくない。例えば、退去者にかかる滞納家賃については、分割回収中のもの、定期的に退去者と連絡がつくもの、転居先が判明しているもの等に区分の上、今後の必要な調査及び回収に係る事務コスト並びに回収の可能性その他の事情を勘案して、これまでの退去者に対する滞納家賃の取扱い方針並びに今後の退去者に対する対応方法を決定する必要がある。

【措置の内容】

平成23年4月に滞納家賃の収納の役割を担う収納係を設置し、今後、新たに発生する滞納を処理するため「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」(平成23年10月26日施行)を策定しており、滞納金額が少額のうち徴収できる仕組みを構築し、過去の累積滞納を整理するため「奈良市営住宅家賃滞納整理方針」(平成23年10月26日施行)を策定しており、それに基づき債権管理業務システムを構築しました。

平成25年2月1日に奈良市営住宅等退去者滞納家賃等の回収業務を弁護士法人に委託しました。平成24年度分として平成25年3月18日から同月末日までの未収金回収額は、167,702円となっています。提出される業務報告により回収不能と判断されたものについては、今後、奈良市債権管理条例(平成25年奈良市条例第11号)に基づき、不納欠損処理も踏まえた適正な債権管理を行うこととしました。

5. 公営住宅の入居承継について

(4) 意見
(住宅課)

【意見】

① 承継できる者の範囲の見直しについて

申請資料を閲覧したところ、承継者が承継申請するにあたり、同居開始から承継申請までの期間が短いものがあった。平成19年度及び平成20年度（12月まで）で承継申請のあったもののうち、同居開始から承継申請日までの期間が一年未満のもの抽出を住宅課に依頼したところ、次のような事例があると中間報告を受けた。（事例省略）

同居期間が短い事例は、名義人が死亡あるいは退去のために、これまで同居していた者が公営住宅を承継するのではなく、承継するために同居を開始した可能性が否定できない。中には、承継者（20代前半）の同居前（転入前）の生活環境は、承継者の両親・兄弟との生活であり、承継者が名義人（承継者の祖父）と同居する必然性に疑問を持たざるを得ないケースもあった。

そうだとすれば、名義人の親族の中での親から子、あるいは孫へ、公営住宅が代々引き継がれていることになり、公営住宅を必要とするが、入居できない者がいる現状では不公平と言わざるを得ない。

また、申請書を閲覧していると、承継者が「姉の夫」や「兄の子の子の夫」など名義人との関係が一般的には同居するには希薄であると思われるものがあった。住宅課の説明によると、同居は条例第22条により、「親族」に限り認めており、そのため承継についても、親族に限られるとのことである。また、親族については、特に規定を置いていないため、民法に従い配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族としているとのことであった。しかしながら、個別事情を斟酌し、例外として容認したケースもあるとのことであった。

平成19年度及び平成20年度（12月まで）で承継申請のあったもののうち、承継者が、4親等、5親等、6親等のもの抽出を住宅課に依頼したところ、次のような事例があると中間報告を受けた。（事例省略）

以上のような不合理をなくすためにも、原則として、承継は現に同居している配偶者等に限定すべきであると考える。

なお、国においても、平成17年12月に「公営住宅管理の適正な執行について」の通知があり、公営住宅の入居者と非入居者間の公平性を著しく損なっている実態が見られることから、承継を原則として「同居している配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」とするよう、指針が示されている。

【措置の内容】

入居承継を承認する親族の範囲について、国の指針及び他都市の状況を踏まえ平成25年4月1日以降変更し、奈良市営住宅条例施行規則第14条第2項第1号及び第2号の規定により、入居者が死亡した場合は配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族に限定し、入居者が退去した場合は離婚による退去又は配偶者に承継する場合のみ承認すること

としました。

8. 家賃訴訟について

(3) 意見

(住宅課)

【意見】

① 家賃訴訟分の債権管理は適切に行われているものの、分納金額の増額を交渉すべきである

平成20年12月26日現在、各債務者が供託していたものはすべて回収し、大部分の債務者から分納誓約書を徴するか給与差し押さえ等の措置を取っており、その後の入金状況のフォローもほぼ確実に行われている。完納した債務者も7名いる。これは、通常家賃の滞納分の管理状況と比べると、かなり充実している状況である。

しかし、分納金額の多くは月5,000円となっており、債権金額は約70万円から600万円程度まで幅があるが、中には全額回収するのに100年以上かかるものもあった。平均でも40年程度かかることになる。これでは、本当に債権を回収できるのか疑問を持たざるを得ない状況である。債務者の年齢や資力にも依るが、原則として60歳までに回収する等の方針を出し、分納金額の増加を粘り強く交渉すべきである。

【措置の内容】

供託にかかる家賃訴訟については、市の勝訴確定後に相手方からの申立てによる調停を踏まえて分納を認めている経緯があり、資力のある者には増額を交渉しています。

9. 市全体の今後の対応について

(3) 意見

(住宅課)

【意見】

① ロードマップを作成すべきである

今後の公営住宅の管理業務の立て直しには、住宅課を中心としながらも、住宅課のみで対応できるものではないため、各部署から人員・ノウハウを総動員する必要がある。

また管理業務の立て直しは、少なくとも2、3年の期間が必要となると思われるので、実施すべき工程表（ロードマップ）を作成すべきである。

【措置の内容】

平成23年4月に滞納家賃の収納の役割を担う収納係を設置し、今後、新たに発生する滞納を処理するため「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」（平成23年10月26日施行）を策定しており、滞納金額が少額のうち徴収できる仕組みを構築し、過去の累積滞納を整理するため「奈良市営住宅家賃滞納整理方針」（平成23年10月26日施行）を策定しており、それに基づき債権管理業務システムを構築しました。

退去者滞納家賃については、平成25年2月1日に奈良市営住宅等退去者滞納家賃等の回収業務を弁護士法人に委託しました。

生活保護受給前の滞納で、分割納付期間が10年～90年等の滞納者については、いつの時期から生活保護を受給し、住宅扶助の支給を受けていたのか等を調査し、分割納付期間を確認していない者については、訴訟対象となる可能性

はあるものの、代理納付（生活保護担当課が、受給者に代わって直接住宅課に家賃を支払う制度）で現年度家賃を支払っている場合が多く、直ちに法的措置等を取り難く、今後は奈良市債権管理条例に基づき措置します。

多額な家賃滞納者に対しては、奈良市営住宅家賃滞納整理方針（平成23年10月26日施行）に基づき、住宅の明渡し等請求訴訟を提起し、滞納家賃の一括支払を請求し、応じない者に対して判決による明渡しの強制執行手続を行っています。

（住宅課）

【意見】

④ 家賃滞納者の管理業務に専念するグループ

(a) 退去者滞納家賃について

「3. (3)④退去者にかかる滞納家賃についての取扱い方針を決定すべきである」で述べたように、退去者滞納家賃70,287千円については、内訳、これまでの回収実績、退去者の状況、退去者の連帯保証人の状況等の情報を収集し、退去者毎に滞納家賃の回収の可能性を検討する必要がある。死亡や居所不明等により回収ができないあるいは回収の可能性が低いと判断したものについては、不納欠損処分を行うべきである。それ以外の滞納家賃については、今後の回収事務にかかるコストと回収可能性及び回収額を勘案して、回収額に比べて回収事務コストが多額になるようなものも不納欠損処分を行うか検討する余地がある。

上記以外の滞納家賃については、一定の期限を区切り集中的に回収業務を行う必要がある。その結果、回収ができなかったものは、例えば最近5年以内に退去した者にかかるものを除き不納欠損処分をせざるを得ないとする。同時に今後発生する退去者滞納家賃に対して、適切な回収マニュアルと、適切に回収業務を実施してもなお未回収の際に不納欠損処分するためのマニュアル整備も必要である。

なお、不納欠損処分の実施には議会への説明が必要となるため、議会に対して適切に説明ができるように留意しながら、対処方法を検討し、実行することが望まれる。

(b) 生活保護受給前の滞納者に対して

「3. (3)⑤生活保護受給後に滞納している者にも明渡し請求をするべきである」で述べたように、生活保護受給後に新規に家賃を3カ月以上滞納している者については、即座に明渡し請求を実施するべきである。

他方、生活保護受給前の滞納家賃がある者については、対処方法を慎重に検討する必要がある。生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な費用は手当されるが、過去の滞納家賃の返済の原資は手当されない。そのため、生活保護受給者が過去の滞納家賃を支払うには、自立して生活保護の対象からはずれ、一定の収入を得ようになるか、生活保護での生活をさらに切り詰める必要がある。生活保護受給者の中には、高齢あるいは病気等のため、自立の可能性が低い者も多く、また生活保護は最低限度の生活を前提としているので、生活を切り詰めることを要請することは人道上的問題がある。したがって、生活保護受給者に対しては、滞納家賃の一括回収はもちろんのこと、

将来一定の収入が生じることを前提とした分納誓約等を締結することもできず、これら家賃の回収可能性は極めて低いといえる。

しかし、現在生活保護を受給している滞納者は269人おり、滞納家賃は139,305千円（正確にはここでは、生活保護受給前に発生した滞納家賃額である。しかし、発生時期を区分して集計することが困難であったため、生活保護受給前と受給後の合計額を参考として掲載している。）あり、その額は無視しえない。

他の入居者との公平性に留意しながらも、高齢である等の一定の条件下で過去の滞納家賃を免除するなどの決断が必要であると思われる。

なお、決断つまり議会判断なしに、過去の滞納家賃を棚上げして生活保護受給者の入居継続を認めることは、実質的に過去の滞納家賃の免除を意味するため、好ましいことではない。

(c) 多額な家賃滞納者に対して

「3. (3)③多額な家賃滞納者に対しては明渡し請求をするべきである」で述べたように、多額な家賃滞納者に対しては、明渡し請求を行う必要がある。どの程度多額の家賃滞納者を明渡し請求の対象者とするのかを決定することから始め、滞納家賃の管理体制が変更したこと及び住宅明渡し請求を行う準備があることを滞納者に通知する。そして、一定の猶予期間を設けてそれまでに滞納家賃が完納できない者に対して実際に明渡し請求を行うことになる。

これらの手続きを進めれば、公営住宅を明渡したくはないが、滞納家賃を一括して支払えないので、分納扱いを希望する者が現れるものと推測される。この際に、分納扱いを認めるのか否か、また認めるとしても完済までに50年も60年も要する非現実的な分納まで認めるのか否かを慎重に検討する必要もある。

なお、これまで市としても適時に滞納家賃に対する指導ができていなかった面も否めないため、議会での判断により、一定の条件下で過去の滞納家賃の一部に限り免除することも検討に値するものと思われる。

(d) その他の家賃滞納者に対して

現在は、家賃滞納者に対して十分な指導が行えていないケースが多々あるので、まずは家賃滞納者の実態を正確に把握することに努める必要がある。収入申告が適切になされていなかったり、減免申請がされていなかった場合など、過去の滞納家賃額の調定が妥当でなかったケースも想像される。これらの場合についても、他の入居者との公平性に留意しながらも、なんらかの救済策が必要なのかもしれない。

なお、平成20年10月20日に奈良市債権回収対策本部を設置し、税以外債権の効率かつ適正な回収により、収入未済額の縮減に向けて全庁的に取組むとともに、市民の負担の公正性及び財源の確保を図るため、現在検討中であると住宅課から説明を受けた。

いずれにせよ、家賃滞納者に対しては、今後一定の滞納額となった時点で明渡し請求すること及び滞納家賃につい

て分納の相談には応じるが、分納の約束を反故にした場合も明渡し請求をすることになる旨を説明して、理解を求める必要がある。

【措置の内容】

平成23年4月に滞納分の役割を担う収納係を設置し、今後、新たに発生する滞納を処理するため「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」（平成23年10月26日施行）を策定しており、滞納金額が少額のうちに徴収できる仕組みを構築し、過去の累積滞納を整理するため「奈良市営住宅家賃滞納整理方針」（平成23年10月26日施行）を策定しており、それに基づき債権管理業務システムを構築しました。

- (a) 退去者滞納家賃については、平成25年2月1日に奈良市営住宅等退去者滞納家賃等の回収業務を弁護士法人に委託しました。
- (b) 生活保護受給前の滞納で、分割納付期間が10年～90年等の滞納者については、いつの時期から生活保護を受給し、住宅扶助の支給を受けていたのか等を調査し、分割納付期間を確認していない者については、訴訟対象となる可能性はあるものの、代理納付（生活保護担当課が、受給者に代わって直接住宅課に家賃を支払う制度）で現年度家賃を支払っている場合が多く、直ちに法的措置等を取り難く、今後は奈良市債権管理条例に基づき措置します。
- (c) 多額な家賃滞納者に対しては、平成23年10月26日施行の奈良市営住宅家賃滞納整理方針に基づき、住宅の明渡し等請求訴訟を提起し、滞納家賃の一括支払を請求し、応じない者に対して判決による明渡しの強制執行手続を行っています。
- (d) その他の家賃滞納者に対しては、平成23年10月26日施行の奈良市営住宅家賃滞納処理要領及び奈良市営住宅家賃滞納整理方針に基づき、住宅の明渡し等請求訴訟を提起し、滞納家賃の一括支払を請求し、応じない者に対して判決による明渡しの強制執行手続を行っています。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の意見に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

I 市民税の賦課について

2. 個人市民税について

(2) 結果及び意見

(市民税課)

【意見】

⑥ 過年度税額の減免を行うべきではない

「減免を受けようとする者は、納期限の7日前までにその事由を記載した申請書にこれを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」（奈良市税条例第47条第2項）の規定のとおり、市税の減免を受けるには納期限到来前に申請書を提出する必要がある。平成21年度の申請書の中には、平成21年度に生活保護受給者になった後、平成20年度分として課税される所得の申告があり、これを認めて減免しているものが1件あった。

平成21年度に所得の申告がなされ、平成21年度に調定されており、納期限到来前に申請するという条件は満たしている。このため手続に問題はなく減免を適用できることになる。しかし、生活保護受給者となったのは平成21年度であり、平成20年度に賦課していれば減免の対象にならなかったものである。このような過年度の税額の減免は課税の公平の観点から行うべきではないと考える。

【措置の内容】

奈良市税条例第47条では、第1項で「市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。」としています。

市長が減免の必要の有無を判断するのは、翌年度課税という市民税の性格上、申請時点での担税力の有無であり、生活保護受給者の場合は担税力の欠如が推定されるため、第1項第1号の「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」に該当するとして減免しています。

過年度に課税していれば減免の対象とならなかったとの指摘はそのとおりですが、過年度分の課税を現年度に行う場合は、上記判断に基づき減免を行うことは市税条例に反するものではないと考えます。

なお、過年度課税を防止するための未申告者に対する申告については、引き続き強化いたします。

II 固定資産税・都市計画税の賦課について

2. 結果及び意見

(5) その他の現場視察の結果について

(人事課)

【意見】

② 人員体制の見直しが必要である

地方税法第408条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。しかし、土地・家屋・償却資産のいずれも現場視察が十分に行われていない。この要因のひとつに、現在の人員体制では日常の課税業務が優先し、現場視察の時間が十分に確保できない状態にあることが見受けられる。課税の公平性を確保するため、担当職員を増やすなどの人員体制の見直しの検討が必要である。「第3 V 2. (2)①業務量を考慮した職員配置を検討すべきである」を参照。

【措置の内容】

職員数については、定員適正化計画を策定し、より一層の職員定数の適正化を図ることとしている状況下では、増員することは困難な状況ですが、平成25年度の人事異動においても、再任用職員や臨時職員の配置を行いながら平成23年度職員数を確保することに努めたところです。

現時点において実施できる有効な措置を行っており、また、今後導入される税システムによって業務の効率化が図れると考えております。

III 固定資産税（償却資産）の賦課について

2. 結果及び意見

(資産税課)

【意見】

(5) 償却資産について催告書発送基準を見直すべきである
過去5年間の①申告書発送件数、②未回収件数、③催告書発送件数を確認した結果、約3割が未回収であり、またそのうち催告書の発送割合は約4%と低い。

例えば21年度①6,808件に対し②未回収件数2,175件、③催告書発送件数(1回目)は78件である。②のうち催告書を発送する対象は、免税点を超えていないと思われる新規事業者は外しているとのことであるが、新規事業者でも免税点を超える可能性はあり、これを含めるなど、発送基準を見直すべきである。

なお、催告書発送の決裁文書には、発送基準を明記しておくべきであると考え。

また催告書(1回目)発送先からの未回収(44件)については、そのうち不達やその後申告書の提出があったものを除いた19件について2回目の催告書を発送しているとのことであるが、上記同様、2回目の催告書発送の決裁文書についても、発送基準を見直すべきである。

【措置の内容】

過去に償却資産の申告のあった事業所で、未申告の事業所に対して、免税点(150万円)以上や未満に拘わらず催告書を送付することとしました。また、新規で開設された医院・診療所・歯科医院についても催告書を送付することとしました。

なお、催告書発送の決裁文書に発送基準を明記しております。

IV 市税の徴収について

2. 結果及び意見

(市民税課、資産税課、滞納整理課)

【意見】

(7) 納税義務者がすでに死亡している滞納事案について取り扱いを明確化するべきである

平成22年3月末時点で納税義務者がすでに死亡している滞納繰越案件が市民税、固定資産税及び軽自動車税の3税で414件(滞納税額90,502千円)あるが、市では特段の対応を行っていない。その結果、これらの案件は5年で時効消滅し、不納欠損処理されることになる。

上記案件の中には、賦課期日時点ですでに納税義務者が死亡していたため課税自体が無効であるものと、課税自体の有効性に問題はないが相続人不明等により死亡者が納税義務者となったままであるものが含まれている。本来であれば、前者については無効な課税を取り消してあるべき納税義務者(例えば、地方税法第343条第2項の「同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」等)に対して課税を行い、後者については相続人に対して納税を求める必要がある。しかしながら、いずれの場合も相続人を探し出すことに相当な手間がかかり、このことが死亡者を納税義務者としたまま放置している大きな原因となっているとのことである。

一定のコストはかかるものの、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てて手続きを進めることにより、相続人の不存在を確定させ(民法第958条の2)、租税債権を徴

収できる場合がある。手間がかかることを理由に死亡者課税をまったく放置してよいわけではなく、費用対効果を勘案したうえで適切な対応を行うべきである。

なお、納税義務者が死亡していることを課税時点で網羅的に把握することは困難であると考えられる。つまり、納税義務者が死亡していることが判明するのは滞納となつてからである。したがって、課税課(市民税課、資産税課)と滞納整理課が協力して解決する必要がある。

【措置の内容】

固定資産税において、賦課期日時点で既に納税義務者が死亡しているものを抽出し、平成24年11月に「相続人代表者選任届」の提出を求める申請書を発送しました。したがって、「相続人代表者選任届」が提出されたものについては、死亡者課税はしておりません。

個人住民税においては、賦課期日時点で納税義務者が死亡している場合は課税権が無いので課税しておりません。また、賦課期日以降の死亡に関しては、従前より納税通知書を送付するまでに、相続人代表者を調査し、また、納税通知書発送後においては、税額変更時や徴収方法の変更時などに、死亡が判明すれば、相続人代表者を調査して、相続人代表者に送付しております。また、軽自動車税においては、納税義務者が死亡していることを課税時点で網羅的に把握するのは困難ですが、段階的に相続人代表者を調査し、滞納事案解決に向け、取り組んでおります。

(10) 個別案件の検討結果

② 法人2位

(滞納整理課)

【意見】

(ア) 徴収見込のない滞納税等については適時に不納欠損処分すべきである

事案の概要に記載しているとおり、当該案件については差押物件の公売を何度も行ったが応札がなく換価見込みがまったく立っていない。X市の物件についてみると、最低落札価額はすでに同市が課している固定資産税の水準にあり、これ以上価格を引き下げることが事実上困難である。

滞納整理課担当者によると、「市が自ら差押している不動産があるため『滞納処分をすることができる財産がないとき(地方税法第15条の7)』に該当せず、差押を解除するための執行停止処分は難しい。差押財産をなんとか換価して滞納税等を少しでも回収したい」とのことであった。しかしながら、当該事案の滞納税等は約10億円になるにもかかわらず、仮りに差押物件を換価できたとしても回収できるのは数百万円にすぎない。むしろ実質的に回収困難な租税債権を毎年滞納繰越調定し続けることのほうが問題である(調定している本税部分約3.5億円と差押物件の評価額数百万円との差額はいずれ不納欠損処理されることは明らかであり、市の対応は損失の先送りに他ならない)。当該事案については換価の目処が立たない以上、実質的に財産がないものとして執行停止処分を行い、適時に不納欠損処分すべきである。

【措置の内容】

差押えた不動産について、再々、公売に付しても売却できないため、平成25年度に今後徴収可能と認められる金額を残し、一部執行停止処分を行いました。なお、一般的には、優先する抵当権の設定があり、徴収の見込みのない差し押さえた不動産については、精査のうえ、順次、換価価値が無いものとして執行停止処分を行っています。

V その他市税に関する事項について

2. 職員の適正配置について

(2) 意見

(人事課、市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課)

【意見】

① 業務量を考慮した職員配置を検討すべきである

まず、市の内部の状況は、税務室の課別超過勤務時間をみると、市民税課と納税課では職員1人当たりの年間平均超過勤務時間数に大きな隔りがある。特定の課や職員に負担がかたよりすぎると業務の効率性・有効性が低下する恐れがある。それぞれの職務において要求される知識や経験が異なるという面もあると思われるが、税の賦課及び徴収は行政経営の根幹となる業務であることからすれば、繁忙期に職員を融通する等税務室全体としてのパフォーマンスの向上という点も加味して柔軟に職員配置を決定することが望ましいと考える。

次に、他の中核市と比較してみると、徴税コストは、人口・面積両面から見ても中核市平均より低い。また、徴税職員数も人口・面積両面から見ても中核市平均より少ない。つまり、低いコストと少ない徴税職員数で市税の事務を執行しているといえる。

一方で、市税の徴収率は、他の中核市と比較して低い。

つまり、コストを低く抑えることに重きを置きすぎて人員を必要以上に削減し、必要な事務を充分に行えない体制となっている結果、徴収率が低くなっているのではないかとこの疑念が生じる。

また、超過勤務手当が中核市平均の2倍程度ある。徴税職員の年齢構成によってある程度は差が出ることも考えられるが、労働環境はあまりよくないと考えられる。

滞納になっている市税も平成21年度末現在で48億円にも上っており、この回収を促進するためにも徴税職員の増員を検討する必要がある。

【措置の内容】

職員数については、定員適正化計画を策定し、より一層の職員定数の適正化を図ることとしている状況下では、増員することは困難な状況ですが、平成25年度の人事異動においても、再任用職員や臨時職員の配置を行いながら平成23年度職員数を確保することに努めたところです。

現時点において実施できる有効な措置を行っており、また、今後導入される税システムによって業務の効率化が図れると考えております。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の意見に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(3) 貸付手続

② 減免

(行政経営課、管財課)

【意見】

減免率の基準を設けるべきである。

「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、「奈良市行政財産使用料条例」は、減免できる場合について定めたものであり、減免率までは定められていない。そのため、今回の調査でも、公有財産を所管する部が同じで、かつ類似の減免理由であっても、減免率が異なっているものが散見された。また、減免率の算定根拠があいまいなものも見受けられた。

減免は本来徴収すべき貸付料、使用料を減額する例外的な措置である。減免理由の妥当性については慎重に検討が必要になるとともに、同様の理由であっても減免率が異なる等公平性を欠くようなことがあってはならない。そのためには、下記の減免基準のようなルールを作成すべきである。そして、当該ルールに則り、減免を受けようとする相手を分類した上で、個々の事情に応じて減免率を定めるべきである。

【措置の内容】

平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」を制定しました。

本基準では、減免の相手方、使用目的等に応じた、減免率の上限を定めております。

(行政経営課、管財課)

【意見】

減免を厳格に適用すべきである。

「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、「奈良市行政財産使用料条例」はあくまでも減免することができるという容認規定であり、必ず減免しなければならないわけではない。

減免は本来徴収すべき貸付料、使用料を免除する例外的な措置であり、使用者には受益に見合う負担を求めることがあるべき姿である。まして、市の財政が逼迫している状況においては、減免理由に該当する場合でも全額減免するのではなく、減免率を下げる等できるだけ限定的に適用する必要がある。

相手方が公共の団体であるとか、相手方の実施する事業が公共性、公益性があることだけをもって安易に減免措置をとるべきではない。また、過去にいったん減免を認めた土地建物でその後継続して減免されているものについては、減免の相手方の現況、経済情勢の変化等を考慮して、現在でも同様の理由により減免が必要か否かについても検討する必要がある。

前述した大阪市の減免基準には【留意点】として以下のような記載がある。

【留意点】

(1) 減免することの必要性

長期に渡って使用料・貸付料を減免しているものについては、現時点においても明確な「公益性」が認められるか検証し、既得権化・常態化しているものについては原則本基準を適用しないものとする。

(2) 減免することの妥当性

減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し、収益性のあるものについては、第1種に区分できないものとし、営利を目的とした用途については原則本基準を適用しないものとする。

(3) 減免することの有効性

補助金等事業における補助対象経費に対する補助率、本市の税制度における軽減措置等から総合的に勘案し、その用途の公共性・公益性を検証し、その度合いによって減免することの有効性を判断し、無償にしなければその用途の政策目的が達成できないものについてのみ第1種に区分するものとする。

(4) 減免することの公平性

事業所管局により、同じ用途で指定用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本基準を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

市でもこのような必要性、妥当性、有効性、公平性を部、課を超えて全庁的に検証し、減免の要否を厳格に判断すべきである。

【措置の内容】

平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」を制定しました。

本基準では、減免は例外的措置であるという認識の下に、減免の相手方の現況、使用目的等、多面的に減免の可否、減免率を判断し、減免を厳格に適用することとしました。

(管財課)

【意見】

無償貸付ではなく、減免で対応すべきである。

今回調査した普通財産の貸付契約には、無償貸付契約と有償貸付で100%減免の契約とが混在していた。無償貸付契約は、そもそも貸付料を徴収すべき性質の契約ではないことを意味するのに対し、減免は本来徴収すべき貸付料を個々の事情に応じて減額する措置であり、両者は明確に区別されるべきである。

今回調査した普通財産の無償貸付契約では、貸付料を徴収すべきでない性質の契約は見受けられなかった。安易に無償貸付契約を締結するのではなく、個々の事情に応じて貸付料を減額する減免の手続を経るべきである。

【措置の内容】

平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」を制定し、平成25年度から減免基準を適用し、個々の事情に応じて貸付料を減額することとしました。

(行政経営課、管財課)

【意見】

今回の調査では、特定の団体に対して事務所として使用

する建物使用料の減免が認められているケースがあった。特定の団体に対して行政財産の目的外使用を認め、かつ使用料を減免するという事は、当該団体に対して補助金を交付することと同じ意味を持つ。

減免の場合は、市長や部課長の承認は得ているものの、減免の状況を市民が知ることは困難であり、透明性が十分に確保されていない。これに対して、補助金であれば予算計上して議会の承認を得る必要があるため、減免よりも第三者による牽制がかかりやすい。そのため、運営費補助の性質を持つ減免については、透明性確保の観点からできるだけ補助金で対応すべきである。

また、運営費補助であるならば、当該団体が公益に寄与していることを前提として、補助がなければ団体を運営することが困難である必要がある。逆に言えば、財政状態等を勘案して補助の必要がない団体にまで使用料の減免を行う必要はない。

使用料の減免を受けている団体の中には、財政状態等から判断すると必ずしも減免の必要はないと考えられる団体が見受けられる。仮に減免で対応するにしても、当該団体の財政状態等を加味することを条件に加えるべきである。

【措置の内容】

平成25年1月28日に減免率の基準等を定めた、「公有財産使用料等の減免等に係る基準」を制定しました。

本基準では、減免の相手方に運営補助的な補助金が交付されている場合は、減免を適用しないこととしました。

(7) 底地賃借

(管財課、こども園推進課、教育総務課)

【意見】

・施設を所管する課で賃料の予算を計上すべきである。

現状は管財課で予算計上されているため、施設の所管課で賃料に関するコスト意識が希薄となっている。そのため、実際の契約手続等は管財課が事務的に実施するとしても、設置している施設の所管課で予算計上して、当該施設の維持運営には敷地の賃料というコストが別途発生していることを認識した上で、事業を実施する必要がある。また、少なくとも契約交渉には施設の所管課が同行すべきである。

【措置の内容】

平成25年度から賃借料予算は各所管課の予算としています。また、契約交渉時には管財課と所管課が同行しています。

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑤ 佐保川保育園

(保育所・幼稚園課)

【意見】

市は、24時間保育を委託していることを減免理由の一つにあげている。しかし、佐保川保育園の平成22年度の24時間保育の利用回数は2回(1人×2日)である。

まず、市は、24時間保育の潜在的需要はあるものの制度が十分に活用されていないのか、それとも24時間保育の需要自体がないのかを調査し、当該事業を継続して委託する

是非を検討する必要がある。

また、市は平成14年に50%減免の貸付料にして以来10年間減免率の見直しを行っていない。減免は本来受け取るべき貸付料を減額する例外的な措置であるため、今後も減免を継続する場合には、当初の減免率決定の前提及び根拠が現在も成立しているか継続的に検証する必要がある。そして、当該前提及び根拠が成立していないのであれば、減免なしまたは実態に即した減免率に変更すべきである。

【措置の内容】

24時間保育（委託事業）につきましては、平成16年度より廃止されており、平成17年度からは延長保育事業（補助事業）の一環として実施してまいりました（4時間延長に6時間以上延長の基準単価をプラスして補助）。また、監査人の指摘を受け、当該事業を行う上での最低利用児童数等を定めた補助基準を制定し、法人側に対して、自園児以外の児童の受け入れを求め、利用児童数の増加を求めました。

貸付料につきましては、減額なしで徴収するように契約変更しました。

⑨ 奈良市音楽療法推進室の敷地及び建物

（福祉政策課）

【意見】

両事業は、音声館を利用して行うわけではなく、主に市総合福祉センター等に音楽療法士を派遣して実施する事業であるため、当該場所に事務所を構える必然性はない。

また、進入路は平成5年に音声館の駐車場用地として取得されており、当初の取得目的とは異なる用途で使用されている。その後、推進室事務所を当該場所に新設する目的で建物敷地を追加取得している。このように、未利用地を公的利用に固執して新たに施設を設置し、結果として未来永劫に税金が投入される施策はとるべきではない。

推進室事務所は、以前は社協事務所内の一画にあったが、平成12年より現在の事務所に移転している。しかし、事業規模を縮小していること、現在も社協事務所に空きスペースがあることから、もとの場所に戻っても十分に事業は実施可能であると考えられる。補助金事業として税金が投入されていること、推進室のために土地建物を無償貸付することにより、市が二重の負担を背負っている現状を勘案すると、現在の推進室の土地建物を売却または民間に賃貸して、少しでも市の負担を軽減すべきである。

ただし、社協事務所として使用されている建物は昭和44年に建設されたことから、耐震基準を満たしておらず、事務所の移転、建物の取り壊しも検討されている。数年後に取り壊される予定の建物に推進室事務所を移すことは非現実的であるため、当該場合は新しい移転先に推進室事務所を統合すべきである。

なお、移転するまでの間、現在の推進室事務所を継続して使用する場合には、土地建物とも100%減免ではなく、使用料を徴収すべきである。

【措置の内容】

平成24年10月1日から、旧鳥見幼稚園跡に奈良市社会福祉協議会が開設する鳥見デイサービスセンターの施設内に、

音楽療法推進室が移転しました。

この施設の土地部分については、奈良市社会福祉協議会と土地賃貸借契約を結んでおり、貸付料を徴収しております。建物部分については、建設時に文部省（当時）の国庫補助金が投入されており、補助金残存額を返還しない限り、原則として自由に利用することはできません。しかしながら、無償で貸し付ける場合で、かつ、用途について事前に文部科学大臣の承認（または報告）を得た場合は、その限りにおいて利用できるとされております。本物件については、平成23年6月3日に市長決裁を得た基本方針に則り、奈良市社会福祉協議会に貸し付けることとして、既に文部科学大臣に報告済みであるため、無償としております。

また、奈良市社会福祉協議会事務所への統合については、平成25年4月より奈良市社会福祉協議会事務所を旧辰市人権文化センターに移転しており、当該場所には統合すべきスペースもなく困難と考えております。

⑩ 奈良市総合福祉センター

（障がい福祉課）

【意見】

福祉センターの減免については、徴収する使用料が定額で決まっており、毎年同じ理由により減免申請が行われていたが、資料を閲覧し、担当課にヒアリングした限りでは、一定額に固定した明確な根拠は得られなかった。

福祉センターの場合、社協が指定管理者としてセンターの運営管理を行っているが、福祉センターが市所有の施設である以上、減免の要否の判断、減免率の決定等については市が決定権を持つ。減免は本来使用者が負担すべき使用料を減額する例外的な措置であるため、当初の減免理由及び減免率が現在も妥当であるかを継続的に検証すべきである。

【措置の内容】

「市公有財産使用料等の減免等に係る基準」に照らし合わせ、減免理由及び減免率が妥当であるか検証した結果、総合福祉センターの行政財産使用料について、食堂、理容室分は、50%減免、会議室・倉庫及び自販機分は全額徴収としました。今後も継続的に検証していきます。

（障がい福祉課）

【意見】

福祉センターは、設立時より福祉のための総合施設と位置付けられ、多様なニーズに対応し、利用者の利便性を図り、一日中センターで快適に過ごせるように食堂や理容室が整備され、自販機も設置された。

市では、食堂や理容室の利用者数を把握していないが、仮にこれらの利用者が少なく、減免をしないと食堂や理容室の運営が成り立たないということであれば、そもそも設置する意義が乏しいということである。市の財政状況が厳しい中で、今後も減免してまで利用者の少ない食堂や理容室を維持し続ける必要があるかを吟味し、廃止、会議室等への転用も視野に入れた今後の運営方針を検討すべきである。

また、自動販売機については、他の施設と合わせて一般

競争入札により設置業者を募集することの可否を検討されたい。

会議室・倉庫についても、使用許可を与えている団体の決算状況等を確認し、減免の要否について検討されたい。

【措置の内容】

総合福祉センターは、障がい者のための相談・医療・訓練・作業・スポーツ・レクリエーションなど一貫したリハビリテーション機能をもち、団体やボランティアの活動拠点、地域福祉の拠点となっています。

利用者の利便性を図り、一日中センターで快適に過ごせるよう、食堂、理容室、自販機を設置しており今後も継続していきたいと考えております。行政財産使用料については、「市公有財産使用料等の減免等に係る基準」に基づき決定しました。食堂、理容室については、50%減免、会議室・倉庫及び自販機については全額徴収という形にいたしました。

⑰ ならまちセンター

(文化振興課)

【意見】

喫茶室は「様々な方々の集まりの場となっている」ことを理由として、賃料を減免している。しかし、そもそもならまちセンターは、地域活性化のための集まりの場を提供することを目的として会議室等を設置していることから、喫茶室が市民の集まりの場となっていることが、一事業者に対する減免を与える理由として説得力があるとは言い難い。営利目的の喫茶室の賃料を減免することは民間への利益供与となるおそれがある。減免に関しては、公平性に配慮して慎重に検討し判断すべきであるため、当該減免の必要性について再検討されたい。

また、地方自治法の改正により行政財産に余裕スペースがある場合には、貸付けることも可能であるため、一般公募により喫茶室を運営する事業者を募ることも合わせて検討されたい。

【措置の内容】

平成24年度までは、喫茶室は行政財産の目的外使用許可により運営されていましたが、平成25年度からは、喫茶室の運営を「ならまちセンター」の指定管理業務とし、事業者の決定を指定管理者が公募型プロポーザルで行うこととしました。

VI 公有財産の有効活用に関する監査結果

3. 公有財産の有効活用に関する個別検討結果

(2) 個別検討結果

㉓ 杏南第4駐車場整備用地

(行政経営課、人権政策課)

【意見】

駐車場は、自動車需要の増加により路上駐車が頻繁となり、災害時における緊急車両等の通行に支障を来すため整備されているが、近隣にも同様の駐車場が整備されている。また、建て替えられた住宅にも、各戸ごとに1台分の駐車場スペースが確保されている。このような状況において、さらに駐車場が必要であるかどうかについては、さら

なる検討が必要である。また、駐車場が不要となった場合には、例えば市営住宅の建替用の土地として利用する、近隣のグラウンドの駐車場として利用する等多様な利用方法が想定されるため、市全体のアセットマネジメントの問題として検討すべきである。

【措置の内容】

平成25年4月から、奈良市社会福祉協議会と駐車場として賃貸借契約を締結しました。

(平成25年10月2日揭示済)

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年10月2日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
奈良教総第323号
平成25年9月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 三浦 教次 様
同 松田 末作 様

奈良市教育委員会

教育委員長 杉江 雅彦

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成23年度包括外部監査「公有財産(不動産)に係る事務執行について」の意見に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(7) 底地賃借

(管財課・こども園推進課・教育総務課)

【意見】

・施設を所管する課で賃料の予算を計上すべきである。

現状は管財課で予算計上されているため、施設の所管課で賃料に関するコスト意識が希薄となっている。そのため、実際の契約手続等は管財課が事務的に実施するとしても、設置している施設の所管課で予算計上して、当該施設の維持運営には敷地の賃料というコストが別途発生していることを認識した上で、事業を実施する必要がある。また、少なくとも契約交渉には施設の所管課が同行すべきである。

【措置の内容】

平成25年度から賃借料予算は各所管課の予算としています。また、契約交渉時には管財課と所管課が同行していま

す。

(平成25年10月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第41号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良、奈良市北市町地内ほか5件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)以下省略

(平成25年10月1日揭示済)

奈良市水道局告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月1日

奈良市水道事業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 前処理室局所排気装置設置工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成26年2月28日まで
- 4 工事概要 局所排気装置(ドラフトチャンバー)、排風機、ベンチレーター、ダクト、流し台の設置
- 5 予定価格 4,800千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 4,017千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成25年10月1日揭示済)

奈良市水道局告示第43号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年10月1日

奈良市水道事業管理者

池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社上西工業所	代表取締役 上西 義隆	大阪府松原市阿保一丁目14番15号	平成25年9月27日

(平成25年10月1日揭示済)

奈良市水道局告示第44号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年10月4日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
大西設備工業	大西 俊彦	奈良市法華寺町666番地	平成25年10月3日

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市水道局告示第45号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年10月8日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
大西設備工業	大西 真也	奈良市法華寺町666番地	平成25年10月4日
家・水工房 創楽	榎 進	奈良市五条町17番28号	平成25年10月4日

(平成25年10月8日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月15日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径300耗配水支管改良、奈良市右京五丁目地内ほか2件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

り)
以下省略

(平成25年10月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第18号

平成25年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年10月4日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日時

平成25年10月8日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に附すべき事件

教育長報告

(1) 奈良市近世近代建造物調査アドバイザー会議アドバイザーの委嘱について

(2) 平成25年度奈良市小・中学校学力・学習状況調査及び平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について(概要)

(3) 平成25年度「子ども安全の日の集い」の開催について

議事

議案第40号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

議案第41号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について

議案第42号 公民館の開館時間の変更及び臨時休館について

議案第43号 奈良市社会教育委員の委嘱について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月~10月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月10日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第14号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則(昭和63年

奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項中「第1項第6号」を「第1項第5号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年10月10日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成25年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成25年10月4日

奈良市農業委員会

農地部会長 岡田嘉文

1 日時

平成25年10月11日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(9月専決処理分)

(5) 水田利用転換届出について(9月専決処理分)

(6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(平成25年10月4日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。